令和5年2月28日執行

東川町長選挙東川町議会議員選挙



と き 令和5年2月3日(金) 午後1時30分 ところ 東川町役場大会議室

東川町選挙管理委員会

1. 立候補の資格

イ. 東川町議会議員選挙の場合

- (1)日本国民であること。
- (2)年齢満25歳以上であること。
- (3) 東川町の区域内に3カ月以上住所を有すること。
- (4)禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者でないこと。
- (5)禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。 (一般犯罪による刑の執行猶予中の者はよい。)
- (6)公職にある間に犯した収賄罪または公職者あっせん利得罪により刑に処せられその実刑期間とその後10年間を経過しない者またはその刑の執行猶予中の者でないこと。
- (7)選挙犯罪によって禁錮以上の刑に処されその刑の執行猶予中の者でないこと。
- (8)選挙犯罪(政治資金規正法違反を含む。)によって被選挙権を停止されている者でないこと。

口. 東川町長選挙の場合

(1)上記の(3)を除いたすべての要件が必要である。すなわち、東川町長選挙については、必ずしも東川町の住民でなくても立候補できる。

2. 立候補の制限と禁止

- **イ. 立候補の制限を受けない公務員………**現職のまま立候補できる。
- **ロ. 立候補の制限を受ける公務員………**立候補と同時にその職を失う。

3. 立候補の準備

イ. 立候補のための準備行為

- (1)届出書類の作成・供託 (町長町議選挙とも)
- (2)立候補のための瀬踏み行為
- (3)候補者の選考会、推薦会、予選会等
- (4)後援会の結成

口. 選挙運動のための準備行為

- (1) 政党の公認を求めること
- (2)選挙運動資金の調達
- (3)選挙運動の方法の協議

- (4) 選挙事務所の借入れの内交渉
- (5)出納責任者、選挙運動員等の内交渉
- (6)事務員、車上運動員、労務者雇用の内交渉
- (7)有権者名簿の作成
- (8) 演説会での演説依頼の内交渉
- (9) 演説会場の借入れの内交渉
- (10) 選挙運動用葉書の推薦文の文案依頼
- (11)各種届出書の記入等
- (12)選挙運動用ポスターの作成、選挙運動用葉書等の原稿・宛名作成、選挙公報の 原稿作成等
- (13)選挙運動用立札、看板、ちょうちん等の作製
- (14) 選挙運動用自動車、拡声機等の借入れの内交渉

4 事前運動の禁止

事前運動とは、「特定の選挙において特定の候補者の当選を得又は得しめるため に選挙人に働きかける行為」を立候補の届出前に行うこと。

5 立候補の届出

- イ. 届出にあたり注意すべきこと。
 - (1) 立候補届出期間………令和5年2月22日(1日間)
 - (2) 立候補届出時間……午前8時30分から午後5時00分まで
 - (3) 持参するもの………立候補届出の書類等・印鑑

口. 立候補届出の要領

- (1)立候補の届出をすることができる者は、候補者本人又は候補者を推薦しようとする人。
- (2) 立候補の届出先……選挙長
- (3) 立候補の届出に必要な書類

〇東川町長選挙

☆本人届出の場合

- 候補者届出書
- 宣誓書
- ・ 通称認定申請書 (通称を使用するときに必要)
- ・戸籍謄本又は抄本

- ・供託証明書(供託者は候補者本人)
- ・所属党派証明書 (無所属の場合は不要)

☆推薦届出の場合

- 候補者推薦届書
- 候補者推薦届出承諾書
- ・推薦届出者の選挙人名簿登録証明書(推薦届出者全員の分)
- 盲誓書
- ・ 通称認定申請書 (通称を使用するときに必要)
- ・戸籍謄本又は抄本
- ・供託証明書(供託者は推薦届出者)
- ・所属党派証明書 (無所属の場合は不要)

〇東川町議会議員選挙

☆本人届出の場合

- 候補者届書
- 宣誓書
- ・ 通称認定申請書 (通称を使用するときに必要)
- ・戸籍謄本又は抄本
- ・供託証明書 (供託者は候補者本人)
- ・所属党派証明書 (無所属の場合は不要)

☆推薦届出の場合

- 候補者推薦届書
- 候補者推薦届出承諾書
- ・推薦届出者の選挙人名簿登録証明書(推薦届出者全員の分)
- 宣誓書
- ・ 通称認定申請書 (通称を使用するときに必要)
- ・戸籍謄本又は抄本
- ・供託証明書 (供託者は候補者本人)
- ・所属党派証明書 (無所属の場合は不要)

(4) 立候補の届出と同時にする届出書類

○選挙事務所の設置届出(異動するときは異動届出が必要) 設置届出できるのは、候補者又は推薦届出者(候補者の承諾書が必要)

○出納責任者の選任届出

推薦届出の場合は、候補者の承諾書が必要

- ○選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員の届出
- ○選挙(開票)立会人の届出 選挙の期日前3日までに届出(立会人の承諾書が必要)……2月25日 午後5時00分まで
- ○個人演説会開催申出書 個人演説会開催期日前2日までに届出
- ○選挙公報掲載申請書原稿と共に提出
- ○選挙運動用ビラ届出書

6. 立候補の辞退届出

候補者(本人)が選挙長に文書で立候補の届出期間中に立候補の辞退届出をしなければならない。

7. 選挙運動

選挙運動とは、「特定の選挙につき特定の候補者を当選させる目的をもって投票 を得又は得させるために直接又は間接に行う必要かつ有利な諸般の行為」をいう。

イ. 選挙運動の期間

立候補の届出が受理された時から投票日の前日まで

口、投票日当日でも許される選挙運動

- (1)投票所を設けた場所の入口から300m以上離れた区域に選挙事務所をそのまま 設置しておくこと。
- (2)前記の選挙事務所を表示するために、その場所でポスター、立札及び看板の類を 通じて3以内及びちょうちん1個を掲示しておくこと。
- (3)選挙運動の期間中、適法に掲示された選挙運動用ポスターをそのまま掲示しておくこと。

ハ. 選挙運動のできない人

- (1)選挙運動を禁止されている公務員
- (2)公務員等の地位利用による選挙運動の禁止
- (3)教育者の地位利用による選挙運動の禁止
- (4) その他禁止される人……満18歳未満の者、選挙犯罪者

8. 選挙事務所

- イ. 設置できる数………1箇所
- 口. 移動できる回数………1日に1回しか移動できない。

移動するときは、事前に届出が必要である。

ハ. 表示できるもの

- (1)種類……ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
- (2)数量………ポスター、立札、看板の類は通じて3以内、ちょうちんは1個
- (3) 規格……ポスター、立札、看板の類は 3 5 0 cm×1 0 0 cm以内 (縦横自由) ちょうちんの類は、高さ8 5 cm 直径 4 5 cm以内
- (4) 掲示場所…選挙事務所の所在地

二. 選挙事務所の設置場所

選挙事務所の設置場所については、投票日当日以外は制限ありませんが、投票日当日は投票所を設けた場所の入口から300m(直線距離で測る)以内の区域にある選挙事務所は閉鎖しなければなりません。選挙事務所を閉鎖しないでおくためには、投票日の前日までに300m以外の区域に移動しなければなりません。移動する場合、事前に選挙事務所の異動届出が必要です。

なお、投票日当日設置されている選挙事務所は、その場所で使用しているポスター、立札、ちょうちん及び看板の類を投票日当日もそのまま掲示しておくことができます。

9. 文書図画による選挙運動

イ. 頒布できるもの……選挙運動用通常葉書、選挙ビラ 例外として新聞広告及び選挙公報

口、掲示できるもの

- (1)選挙事務所を表示するためのポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
- (2)候補者が着用する胸章、腕章及びタスキの類…数、規格、記載内容については制限はない
- (3)個人演説会場で演説会開催中使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
- (4)選挙運動用ポスター
- (5)選挙運動用自動車に取り付けて使用するポスター、立札、ちょうちん及び看板の類

ハ. 選挙運動用ポスター

- (1)規格及び枚数
 - ○東川町長選挙及び東川町議会議員選挙(共通)

規格 タブロイド型 長さ42cm×巾30cm以内

枚 数 ポスター掲示場 1 箇所につき 1 枚。したがって総枚数はポスター 掲示場の設置数と同数 (張り替えは自由であるから、総使用枚数 がポスター掲示場の設置総数よりも多くなっても差し支えない。)

- (2)ポスターには掲示責任者及び印刷者の住所氏名(印刷者が法人であるときはその所在地と法人名)を印刷又は記載しなければならない。
- (3) 揭示方法
 - ○公営のポスター掲示場の利用

町内32箇所

- ○公営のポスター掲示場以外の場所へのポスターの掲示はできない。
- 二. 選挙運動用通常葉書……無料である。しかし、その印刷費、筆耕料などは選挙運動費用に加算される。
 - (1)枚数の制限
 - ○東川町長選挙

2,500枚まで

○東川町議会議員選挙

800枚まで

(2)葉書の入手と発送方法

立候補届出のときに、選挙長から交付される「候補者用通常葉書使用証明書」 を旭川東郵便局に提示して選挙用の表示がしてある官製葉書の交付を受け、発送 のときに旭川東郵便局の窓口に差出票を添えて差し出す。

立候補前にあらかじめ手持ちの私製葉書を使用して印刷しておき、発送のときに「候補者用通常葉書使用証明書」と共に旭川東郵便局の窓口に差出票を添えて 差し出してもよい。郵便局では、これに選挙用の表示をすることになっている。

この場合、私製葉書の台紙の費用は、選挙運動費用に計上することとなる。

但し、ポストに直接投入できないし、郵送以外の方法で配布することもできない。

又、選挙運動用葉書は投票日の前日までに選挙人に届くよう発送しなければならないが、そのためには<u>2月25日(土)15:00 まで</u>に旭川東郵便局に差し出さなければならない。

(3)記載内容と使い方

記載内容については制限がない。

政見の表明、投票依頼、写真掲載、個人演説会の開催通知、第三者に依頼した

推薦状形式でも自由、使用する色の制限もない。

同一世帯内の数人の有権者に対し連名でもよい。但し、官公庁、会社、工場など多数の有権者がいるところに対し〇〇課御一同様、〇〇会社御中等と記載し、多くの有権者に回覧、掲示等が行われたときは、文書の回覧、掲示の禁止にふれる。

又、選挙運動用通常葉書の末尾に他の候補者の当選依頼を補足的に書き加えて も違反となる。

私製葉書は郵便規則第13条で制限されており、その長辺は14cm以上15. 4cm以内、短辺は9cm以上10.7cm以内の長方形の紙とされている。

ホ. 選挙ビラ………候補者の負担により、候補者1人について、選挙管理委員会に 届け出た2種類以内のビラを頒布できる。

> ビラとは、宣伝のために不特定多数の人に頒布する1枚刷り程度 のものをいい、リーフレットやチラシも含まれる。

(1) 規格及び枚数の制限

規格 29.7cm×21cm(A4判)以内

種別 2種類以内

枚数 ○東川町長選挙

5,000枚まで

○東川町議会議員選挙

1,600枚まで

記載内容については特段の制限はない。

1枚の紙の両面に印刷可。

(2)選挙運動用ビラ証紙の入手と発送方法

立候補届出のときに、「選挙運動用ビラ届出書」を選挙管理委員会へ提出すること。立候補前にあらかじめビラを印刷しておき、届出のときに見本を2枚添付すること。

選挙管理委員会にて届出内容を確認の上、ビラ証紙を交付するので、ビラ1枚ごとに貼り付け頒布すること。ビラ証紙を貼り付けたビラ以外は、頒布できない。

へ. インターネット等の利用

- (1)インターネットを使った選挙運動
 - ○選挙の告示日から選挙期日の前日まで
 - ○年齢が満18歳未満の者は、インターネットを使った選挙運動はできない

- (2) ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動用文書図画の頒布
 - ○ウェブサイト等を利用する方法とは、電子メール (SMTP方式及び電話番号方式)を除いたものをいい、下記のものがあげられる。
 - ①ホームページ、ブログ
 - ②SNS (ツイッター、フェイスブック、インスタグラム、LINE等)
 - ③動画共有サービス (YouTube、ニコニコ動画、TikTok等)
 - ④動画中継サイト (Ustream、インスタグラムの生放送等)
 - ○選挙運動用ウェブサイト等には、電子メールアドレス等を表示することが義務付けられる。
 - ○ウェブサイト等に掲載された選挙運動用文書図画は、選挙期日当日もそのままにしておくことができる。ただし、選挙運動は選挙期日の前日までに限られており、更新はできない。
- (3)電子メール (SMTP方式及び電話番号方式) を利用する方法による選挙運動 用文書図画の頒布
 - ○電子メールを利用する方法による選挙

運動用文書図画については、候補者に限って頒布することができるが、候補者以外の一般有権者は禁止されている。

ただし、一般の電子メールを用いずにフェイスブックやLINEなどのユーザー間でやりとりするメッセージ機能は、ウェブサイト等を利用する方法に含まれるので、候補者以外の一般有権者も利用可能。

- ○選挙運動用電子メールの送信先には、一定の制限がある。
- ○選挙運動用電子メール送信者には、一定の記録の保存が義務付けられている。
- ○選挙運動用電子メールで送信される文書図画には、送信者の氏名・名称や電子メールアドレス等、一定の事項を表示することが義務付けられている。
- (4)選挙運動用有料インターネット広告の禁止
 - ○選挙運動のための有料インターネット広告については、禁止されている。
- (5)インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為
 - ○インターネット等を利用した選挙期日後の挨拶行為を行うことができる。
- (6)屋内の演説会場内における映写
 - ○屋内の演説会場において選挙運動のために映写を行うことができる。
- (7)禁止行為

以下の行為が禁止されている。

①有権者の電子メールを使った選挙運動の禁止

- ②候補者から送信された選挙運動用電子メールの転送による頒布
- ③ホームページや電子メール等の印刷による頒布
- ④選挙運動期間外における選挙運動
- (8)誹謗中傷・なりすまし等に関する刑罰以下の行為等に違反すると法律により処罰される。
 - ①候補者に関し虚偽の事項を公開してはいけない
 - ②氏名等を偽って通信してはいけない
 - ③悪質な誹謗中傷行為をしてはいけない
 - ④候補者等のウェブサイトを改ざんしてはいけない
 - ※候補者に対して、悪質な誹謗中傷をする等、表現の自由を濫用して選挙の公 正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めること。
- ト. 新聞広告……法定の新聞広告のみで候補者の負担となる。
 - (1)回数………選挙運動期間中 2回
 - (2)手続き……候補者が立候補届出のときに交付される「新聞広告掲載証明書」を新聞社へ広告文の原稿と共に提出する。
 - (3)スペース……横9.6cm、縦二段組以内でその場所は記事下に限られ、色刷り は認められない。
 - (4)内容………自由(政見、経歴、第三者の推薦文、写真の掲載も可)
 - (5)掲載期間……投票日の前日までであって投票日の新聞に掲載することはできない。

10. 言論による選挙運動

- イ、禁止されているもの
 - ・放送施設の利用
 - ・候補者以外の者が開催する演説会
 - 戸別訪問

口、言論による主な選挙運動の方法

• 個人演説会

• 街頭演説

制限されている

- 連呼行為
- ・その他の演説
- 個々面接

自由なもの

・電話による選挙運動

- (1)個人演説会………候補者自身が開催し、回数は制限なし
 - ○公営施設使用の場合……候補者1人につき同一施設ごとに1回限り無料
 - ・使用できる施設………学校、公民館
 - ・開催の手続き………開催予定日前2日までに選挙管理委員会に文書で申出なければならない。
 - 開催できる期間………2月24日~2月27日
 - ・使用できる時間………1回につき5時間以内
 - ・開催の申出………同一施設に同時に2回以上の申出をすること、又は既に申出した日を経過しない間に新たに申出することはできない。
 - ○公営施設以外の施設を使用する場合
 - ・選挙管理委員会に開催の申出をする必要はなく、使用時間も制限なし。
 - ○個人演説会場で掲示できる文書図画
 - ・種類……ポスター、立札、ちょうちん、看板及び映写等の類
 - ・規格……ポスター、立札、看板の類 縦273cm 横73cm以内ちょうちんの類 高さ85cm 直径45cm以内
 - ○個人演説会場の内部
 - ・数量……会場の内部に限り、ポスター、立札、看板の類の数量及び規格については制限がない。

但し、ちょうちんは、会場の内外を通じて1個である。

- ○個人演説会場の外部
 - ・数量……ポスター、立札、及び看板の類を通じて2枚以内。但し、ちょうちんは、会場の内外を通じて1個である。

ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類には、掲示責任者の氏 名及び住所を記載しなければならない。

- ○個人演説会場内での連呼行為
 - ・会場内の聴衆に向かってできる。但し、窓や入口で外に向かって連呼する ことはできない。
- ○個人演説会場内での映写
 - ・会場内に限り、候補者や政党のウェブサイトをスクリーンに映写しながら 政策を訴えることなどができる。
- ○個人演説会場での文書図画の頒布
 - ・候補者の経歴、政見などを記載した選挙運動用ビラを会場で配ることは可

能である。

- ○個人演説会場の周知方法
 - ・選挙運動用ポスター、新聞広告、選挙運動用通常葉書、選挙ビラでする 方法の他、街頭演説等の機会を利用して口頭で周知させることができる。
- (2)街頭演説………街頭やこれに類似する場所で不特定多数の人に対して行う演説
 - ○選挙管理委員会から交付される「街頭演説用標旗」を1本掲げなければならない。
 - ○その場所で選挙運動に従事することができる者の数
 - ・候補者1人につき15名以内 選挙管理委員会から交付される腕章を着用していなければならない。 乗車用腕章 4枚 街頭演説用腕章 11枚
 - ○夜間、早朝などの街頭演説の制限
 - ・街頭演説は午前8時00分から午後8時00分までの間にしなければならない。

但し、学校、病院、療養施設の周辺では静穏を保持するよう、又長時間に わたって同一の場所にとどまってすることのないよう努めなければなら ない。

- ○街頭演説の場所での文書図画の掲示、頒布の制限
 - ・ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類は一切使えない。
 - ・候補者の経歴、政見などを記載した選挙運動用ビラは配ることができる。
 - ・街頭演説の場所に停車している選挙運動用自動車に取り付けてあるポスター、立札及び看板の類についてはさしつかえない。
 - ・演説の場合にテープ・レコーダーなどの録音装置を使用することができる。
- ○街頭演説の場所での連呼行為
 - ・街頭演説の場所で街頭演説の一部として連呼行為が許されている。
- (3)特定の建物及び施設での演説、連呼の制限
 - ○公共の建物
 - ・公共の建物内の演説及び連呼行為をすることが禁止されている。
 - ○交通機関等
 - ・交通機関や関係施設内の演説及び連呼行為をすることが禁止されている。
 - ○療養施設
 - ・病院、診療所その他の療養施設の構内及び建物の中において演説及び連呼 行為をすることが禁止されている。

(4)言論による自由な選挙運動

- ○幕間演説
 - ・青年婦人団体等の会合、会社や工場の休憩時間などを利用して行う演説は 自由である。

但し、あらかじめ聴衆を集めてもらっておき、そこに候補者が出向いて選 挙運動のための演説をすることはできない。

○個々面接

- ・路上でたまたま出会った知人や友人に投票を依頼する等の行為を個々面接 と言う。但し、戸別訪問は禁止されている。又、投票日は禁止されている。
- ○電話による選挙運動
 - ・電話による選挙運動は自由である。但し、投票日は禁止されている。
- ○連呼行為
 - ・短時間に一定の文句を連続反復して呼称すること。
 - ・連呼できる場所

街頭演説………連呼する者は腕章を着用し、標旗を掲げること。

個人演説会場内………会場から外に向かってすることはできない。

選挙運動用自動車の上(流し連呼)……連呼する者は腕章を着用すること。

11. 選挙運動用自動車

- (1) 台数…1台
- (2)車種…乗車定員10人以下の乗用車

乗車定員4人以上10人以下の小型自動車

四輪駆動式の自動車で車両重量2トン以下のもの(一般にジープ)

小型貨物自動車

(3)乗車できる人数

候補者

運転手(1名)

運動員4名……立候補届出のとき交付される乗車用腕章を着用しなければならない。

(4)自動車上の選挙運動

○走行中の自動車の上では選挙運動はできない。但し、連呼行為は許されている。 (流し連呼)

- ○停止している自動車の上では、街頭演説、その他の演説ができる。但し、標 旗を掲げなければならない。
- (5)自動車に掲示できる文書図画
 - ○種類……ポスター、立札、ちょうちん及び看板の類
 - ○規格……ポスター、立札、看板の類 縦273cm 横73cm以内 ちょうちんの類 高さ85cm 直径45cm以内
 - ○数量……ポスター、立札、看板の類………制限はない。 ちょうちんの類………1個
 - ○記載内容……制限はない。 (候補者の氏名、選挙の種類、所属政党名、身分、 職業、政見、経歴の記載、写真も自由)
- (6)掲示上の注意
 - ○取り付け方法によっては道路交通法(設備外積載制限)に違反する場合があるので旭川東警察署の指示を受けること。

12. 選挙運動用拡声機

(1) 拡声機の数………… 1 揃い (通常 マイク1 個、スピーカー1 個及びこれに必要な増幅装置)

但し、マイクが1個である以上、通常の使用方法として 必要と認められる限りスピーカーの数にかかわらず1揃 いと解す。

(2)表示板の表示………立候補届出のときに選挙管理委員会から交付される表示板 1 枚を送話口の下部に取り付けなければならない。

13. その他の選挙運動の制限

- (1) 戸別訪問及び戸別訪問に類似する行為の禁止
 - ○戸別訪問とは「選挙に関し、投票を得る目的、投票を得させる目的又は投票 を得させない目的で、計画的に連続して戸別に選挙人の居宅を訪問すること」
- (2)署名運動の禁止
- (3)人気投票の公表の禁止
- (4)飲食物の提供の禁止
 - ○なにびとも、選挙運動に関しては、どのような名目であっても、飲食物 (料理、弁当、酒、ビール、ジュース等)を提供することができない。
 - ○第三者が候補者を激励するために、いわゆる陣中見舞として候補者などに飲

食物を提供することも禁止されている。但し、湯茶に伴い通常用いられる程 度の菓子と認められるものは差し支えない。

- ○選挙事務所開きに酒やビールなどを提供することも違反である。
- ○例外として提供できるもの
 - ・湯茶、菓子の提供……相手については制限なし 湯茶に伴い通常用いられる程度の菓子……せんべい、まんじゅう、りんご 程度の果物、漬物
 - ・選挙事務所での弁当の提供 提供できる相手方……運動員、事務員、車上運動員、労務者。但し陣中見 無にきた有権者などに対しては提供できない。
- (5) 気勢を張る行為の禁止

14. 選挙運動費用の制限と届出

イ. 収入、寄付及び支出

- (1)収入とは、「金銭、物品、その他の財産上の利益の収受、その収受の承諾または約束をいう。」
- (2)選挙運動に関する寄付とは、「金銭、物品、その他の財産上の利益の収受またはその収受の約束で、党費、会費、その他債務の履行としてなされるもの以外のものをいう。」
 - * 寄付には禁止されているものがあるので注意をすること。
- (3)選挙運動に関する支出とは、「金銭、物品、その他の財産上の利益の供与または 交付、その供与または交付の約束をいう。」
- (4)選挙運動に関する収入又は支出の具体例(○算入する。●算入しない。)
 - ●選挙運動用車を大破した場合
 - …………特殊な支出なので選挙運動費用に算入しない。
 - ○自己の預金を引き出し又は他人から借金して運動費用に当てる場合
 - …………選挙運動に関する収入になる。
 - ○選挙事務所を無料で借りて使用した場合
 - …………寄付として借料相当額を収入に計上し、同額を支出にも計上しなければならない。
 - ○労務者の労務の無償提供、報酬の辞退、実費弁償の辞退
 - …………寄付として収入に計上し、同額を支出にも計上しなければならない。
 - ○陣中見舞…寄付として収入に計上。

○候補者が立候補の届出前に受けた寄付
立候補の届出後、出納責任者に明細書で引継ぐ。
○政党から候補者が交付を受ける公認料
寄付である。
●党員が公認料として党に支出したとき
選挙運動費用に含まれない。
●供託金(町長選挙=50万円、議員選挙:15万円)
選挙運動費用に含まれない。
●候補者が自宅を選挙事務所に使用したとき
選挙運動費用に含まれない。
●候補者が乗用する選挙運動用自動車以外の自動車にかかった費用(自己所有
又は他人所有を問わない)
選挙運動費用に含まれない。
○選挙運動用自動車を使用するためにかかった費用(自己所有又は他人所有を
問わない)
選挙運動費用に算入される。
○選挙事務所に電話を架設した費用
選挙運動費用に算入される。
○事務連絡用の電話及び電報に要した経費
出納責任者または候補者と意思を通じて行われたときは、選挙運
動費用に算入される。
○選挙運動用葉書として手持ちの私製葉書を使ったときの、紙代と印刷費
選挙運動費用に算入される。
○候補者が乗るために使ったハイヤー代 (選挙運動用自動車を除く)
選挙運動費用に算入されない。
●ポスターの撤去のために要した労務費
選挙運動費用に算入されない。
○候補者の自家用車又は他人の自動車を選挙運動員だけが使う場合
選挙運動費用に算入される。
○立候補準備のためかかった費用(出納責任者または候補者と意思を通じて支
出したもの)
選挙運動費用に算入される。

- ○選挙運動用拡声機にかかった費用
 - ………選挙運動費用に算入される。
- ○応援弁士に対して支払う実費弁償及び出納責任者に対して支払う実費弁償
 - …………選挙運動費用に算入される。
- ●労務者が負傷した場合の傷害見舞金
 - …………選挙運動費用に算入されない。
- ●選挙期日後に選挙運動の残務整理にかかった費用
 - ………選挙運動費用に算入されない。
- ●インターネット選挙運動にかかった費用
 - …………選挙運動費用に算入されない。
- (5) 選挙運動費用の制限額………100円未満は100円に切り上げる。
 - ○町 長 選 挙

人数割額

固定額

法定制限額=(110円×告示日の選挙人名簿登録者総数)+130万円

○町議会議員選挙

人数割額

固定額

(1, 120円×告示日の選挙人名簿登録者総数)

法定制限額=

選挙区内の議員定数 12名

- +90万円

☆立候補の届出日に受付会場に法定制限額を掲示しますので確認下さい。

- ロ. 出納責任者………候補者の選挙運動費用の収支について一切の責任を負う。 候補者でも推薦届出者でも出納責任者になれる。
 - (1)選任、辞任、解任

選挙管理委員会に文書で届出なければならない。

- (2)職務
 - ○会計帳簿の備付け
 - ○立候補準備のために要した費用の精算
 - ○明細書の提出又は受領
 - ○領収書等の徴収及び送付
 - ○選挙動費用の支出
- (3)会計帳簿の記載
 - ○収入簿
 - ○支出簿

・立候補準備のために支出した費用(例)

家屋費……選举事務所借上料

印刷費……ポスター印刷料

広告費……キャラコ代、ビニール代

文具費……紙、筆、墨、消耗品など

・選挙運動のために支出した費用 (例)

人件費……労務者、事務員及び車上運動員の報酬

家屋費……選挙事務所借上料、机など備品の借上料、電話の架設費

通信費……電話料、郵便料、葉書代(事務上の連絡のためのもの)

交通費……運動員、労務者、事務員及び車上運動員の実費弁償

印刷費……ポスター及び葉書の印刷料

広告費……立札、看板及びちょうちん等の作成費、拡声機の費用

文具費……紙、筆、墨、消耗品など

食料費……湯茶、通常用いられる程度の菓子、法定内の弁当料、弁当の 調製費用

休泊費……休憩及び宿泊費用

雑 費……暖房用灯油代、ガス代、電気代、原材料代(トタン・木材)

ハ. 寄付の禁止

二.実費弁償、報酬の支給

- (1) 支給額の限度…………… 2 1 ページを参照
- (2)報酬を支給できる期間

○立候補の届出後、選挙管理委員会に届出たときから選挙期日の前日までの間

- (3)報酬を支給できる者の数………労務者、事務員及び車上運動員のみ
 - ○町 長 選 挙
 - ・1日につき9人以内で5倍を超えない範囲で異なる者を届け出ることができる。

選挙運動期間

延人員制限 9人/1日 \times 6日 = 54人(1日は9人以内)

選挙運動期間

異なる者の制限 9人/1日 \times 5倍 = 45人

- ○町議会議員選挙
 - ・1日につき7人以内で5倍を超えない範囲で異なる者を届け出ることができる。

選挙運動期間

延人員制限 7人/1日 \times 6日 = 42人(1日は7人以内) 選挙運動期間

異なる者の制限 $7 \, \text{人} / \, 1 \, \text{日} \times \, 5 \, \text{倍} = \, 3 \, 5 \, \text{人}$

ホ、収支報告書の提出と公表

- (1)提出義務者………出納責任者
 - ・選挙管理委員会は、報告書の内容について調査する必要があると認めるとき は、関係人に対し報告又は資料の提出を求めることができます。この報告書 の提出を怠ったり、虚偽の記入をしたら処罰されることがあります。
- (2)提出日………3月9日(9時~17時)
- (3) 収支報告書の公表
 - ・選挙管理委員会は報告書の要旨を公表し、受理した日から3年間保存し、この間はだれでも閲覧することができる。
- (4)帳簿、書類等の保存義務
 - ・出納責任者は会計帳簿、明細書、領収書、その他の支出を証する書類を報告 書提出の日から3年間保存する義務があります。

15. 選挙終了後の問題

イ. **当選人の決定**……有効投票の最多数を得た者をもつて当選人とする。但し、次の得票がなければならない。

但し、当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、 選挙会において、選挙長がくじで定める。

- ロ. 当選人………選挙管理委員会から当選の通知がされ、当選証書が付与される。任期は令和5年3月31日から令和9(2027)年3月30日まで。
- ハ. 当選人の失格……被選挙権を失った者、地方公共団体に対し請負関係のある者は、 当選の告知を受けた日から5日以内に請負関係を持たなくなっ た旨の届出をしないと当選を失う。

- 二. 挨拶行為の制限…選挙の期日後、有権者に対して、当落に関し挨拶をする目的で、 次の行為をすることはできない。
 - (1)有権者に対して戸別訪問すること。
 - (2)文書、図画を頒布し、又は掲示すること。

但し、「インターネット等を利用する方法」により行われる文書図画の頒布や自 筆の信書であれば差し支えない。又、選挙人からもらった当選の祝辞、落選の見 舞などに対する返信は、自筆でも印刷でも差し支えない。

- (3)新聞紙、雑誌などを利用(広告)すること。
- (4) 放送設備を利用して放送すること。
- (5) 当選祝賀会、その他の集会を開催すること。
- (6) 当選したお礼に当選人の氏名、又は政党、政治団体の名称を言い歩くこと。

ホ. 供託物の取扱い

(1) 当選したときはもちろん、落選したときでも一定の得票数(供託物の没収点)以上の得票があれば、供託物は返してもらえる。その得票数は次のように計算される。

(2)返還の手続き

選挙管理委員会から供託書と法定得票数を得たことの証明書の交付を受けて、 これを旭川地方法務局に提出すればよい。

但し、選挙がすんでも、出訴期間中及び争訟継続中は返してもらえない。

(3)供託物の没収

次に該当するときは没収される。

- ・法定得票数(供託物の没収点)に達しないとき。
- ・立候補を辞退したとき。
- ・立候補禁止の公職についたため、立候補の辞退とみなされたとき。
- ・候補者の届出が却下されたとき。

16. 選挙公報の発行

別冊「選挙公報掲載申請についての注意事項」をご覧下さい。

令和5年用 年齡早見表

西暦2023年

年	<u> </u>	西暦	年齢(干	-支)	年号	西暦	年齢(=	F支)	年号	西暦	年齢(न	F支)
大正	5	1916	107	辰	27	1952	71	辰	63	1988	35	辰
	6	1917	106	已	28	1953	70	E	平成 1	1989	34	巳
	7	1918	105	午	29	1954	69	午	2	1990	33	午 午
	8	1919	104	未	30	1955	68	未	3	1991	32	未
	9	1920	103	申	31	1956	67	申	4	1992	31	申
	10	1921	102	酉	32	1957	66	酉	5	1993	30	酉
	11	1922	101	戌	33	1958	65	戌	6	1994	29	戌
	12	1923	100	亥	34	1959	64	亥	7	1995	28	亥
	13	1924	99	子	35	1960	63	子	8	1996	27	子
	14	1925	98	11	36	1961	62	丑	9	1997	26	11
昭和	1	1926	97	寅	37	1962	61	寅	10	1998	25	寅
	2	1927	96	卯	38	1963	60	卯	11	1999	24	卯
	3	1928	95	辰	39	1964	59	辰	12	2000	23	辰
	4	1929	94	巳	40	1965	58	巳	13	2001	22	巳
	5	1930	93	午	41	1966	57	午	14	2002	21	午
	6	1931	92	未	42	1967	56	未	15	2003	20	未
	7	1932	91	申	43	1968	55	申	16	2004	19	申
	8	1933	90	酉	44	1969	54	酉	17	2005	18	酉
	9	1934	89	戌	45	1970	53	戌	18	2006	17	戌
	10	1935	88	亥	46	1971	52	亥	19	2007	16	亥
	11	1936	87	子	47	1972	51	子	20	2008	15	子
	12	1937	86	丑	48	1973	50	丑	21	2009	14	丑
	13	1938	85	寅	49	1974	49	寅	22	2010	13	寅
	14	1939	84	卯	50	1975	48	卯	23	2011	12	卯
	15	1940	83	辰	51	1976	47	辰	24	2012	11	辰
	16	1941	82	巳	52	1977	46	ㅁ	25	2013	10	巳
	17	1942	81	午	53	1978	45	午	26	2014	9	午
	18	1943	80	未	54	1979	44	未	27	2015	8	未
	19	1944	79	申	55	1980	43	申	28	2016	7	申
	20	1945	78	酉	56	1981	42	酉	29	2017	6	酉
	21	1946	77	戌	57	1982	41	戌	30	2018	5	戌
	22	1947	76	亥	58	1983	40	亥	令和 1	2019	4	亥
	23	1948	75	子	59	1984	39	子	2	2020	3	子
	24	1949	74	丑	60	1985	38	丑	3	2021	2	丑
	25	1950	73	寅	61	1986	37	寅	4	2022	1	寅
	26	1951	72	卯	62	1987	36	卯	5	2023	0	卯

※年齢は誕生日以降の満年齢です。誕生日前の年齢は1を引いてください。

選挙運動に従事する者並びに労務者に対して支給できる実費弁償及び報酬の額

(公職選挙法施行令第129条より転記)

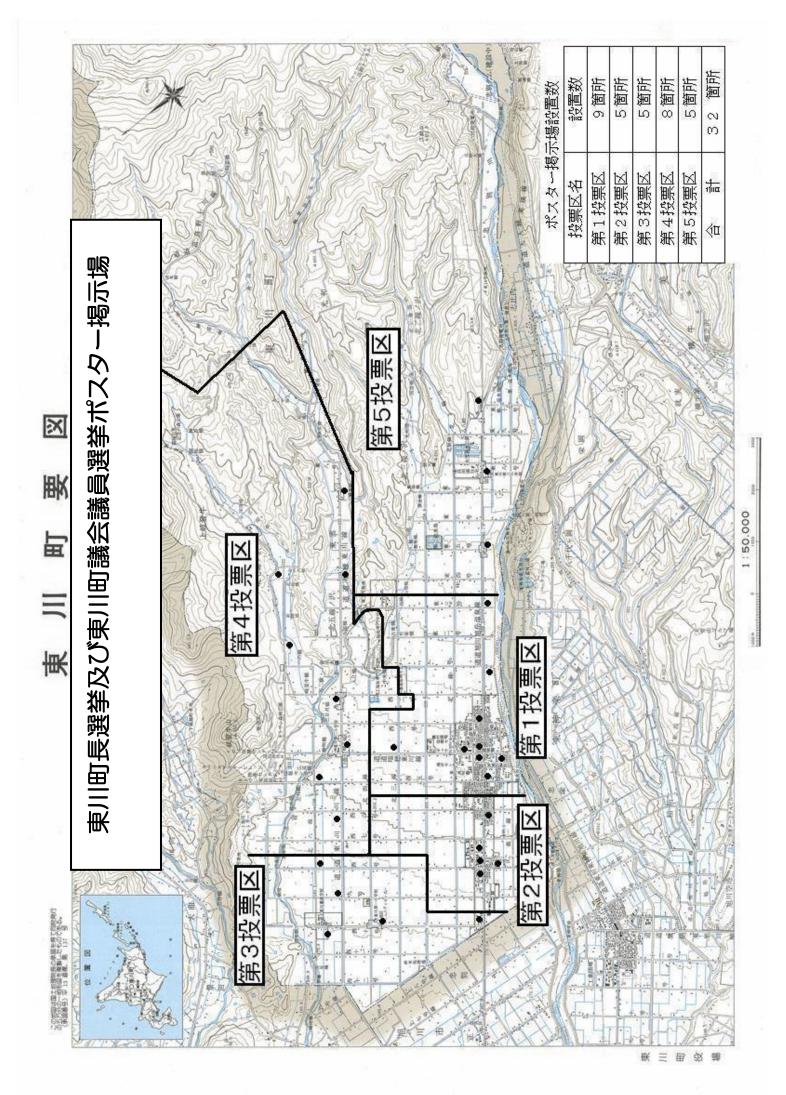
	茶菓料	・1日につき	500円													・支給することが	できない。	但し、通常用い	る程度の茶菓子は	提供することがで	みる。				
(東	4 当 4	・1食につき	1,000 円	・1日につき	3,000 円	但し、弁当を提	供した場合には、	その者に実費弁償	として支給できる	弁当料は1日当た	りの弁当料の制限	額からすでに提供	した弁当の実費相	当額を差し引いた	額。	支給することが	できない。	但し、弁当を提	供したときは報酬	から差し引いて支	給しなければなら	ない。			
(中)	宿 泊 料	1夜につき	12,000 円	(食事料2食分を	(字む)											1夜につき	10,000 円	(食事料を含まな	(1)	・食事料は支給で	きない。				
电	車	• 陸路旅行 (鉄道	旅行を除く)につ	いて路程に応じた	実費額。											陸路旅行(鉄道	旅行を除く)につ	いて路程に応じた	実費額。						
無	船	・水路旅行につい	て路程に応じ旅客	運賃等により算出	した実費額。											・水路旅行につい	て路程に応じ旅客	運賃等により算出	した実費額。						
	鉄道賃	・鉄道旅行について路程	に応じ旅客運賃等により	算出した実費額。												・鉄道旅行について路程	に応じ旅客運賃等により	算出した実費額。							
地至台幸			ド ド 二 人 人 十 ()	・大酷ってこれでは	۰, ۱۴٬		• 基本日額	10,000 日以内	・超過勤務手当は支給	できない。	・基本日額	15,000 日以内	・超過勤務手当は支給	てきない。		• 基本日額	10,000 日以内	・弁当を提供した場合	には報酬額から提供し	た弁当の実費相当額を	差し引いた額を支給す	% °	· 超過勤務手当	1日につき、基本日	額の5割以内。
夺	3	日本共、元昭、	速伞連 則貝	(応援弁士も	(A)) I		中	农				車上運動員							数					
1×	1		選挙運動に発車する者											Ř Į											

提供できる弁当の数

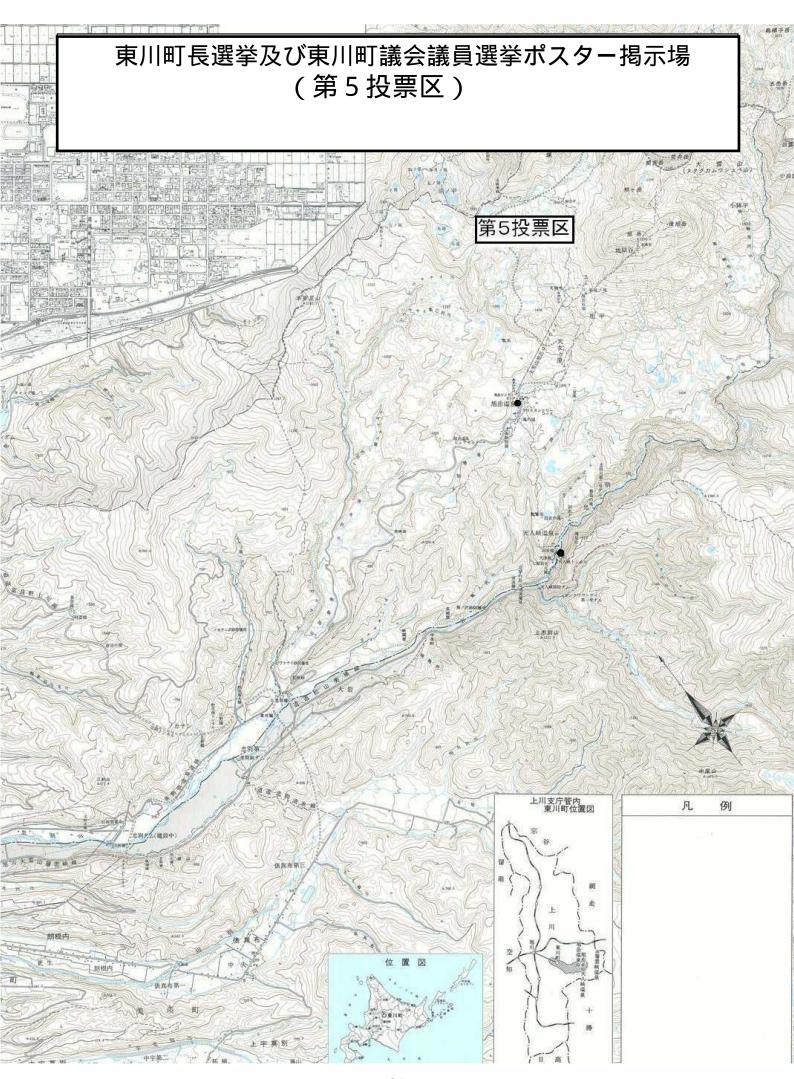
- ○候補者1人当たり······【15人×3食(1日)】×6日間=270食
- ○提供できる相手方……運動員(応援弁士含む)、事務員、車上運動員(うぐいす嬢)、労務者(運転手含む)
- ○総数の範囲内であればどのように配分して提供してもよい。但し1人に提供できる弁当の額の制限がある。(1食1,000円、1日につき3,000円)なお、遅れて立候補した者でも同数だけ提供できる。

報酬の支給できる者の数

- ○支給できる期間……立候補届出後、報酬の支給する者を選挙管理委員会に 届け出たときから選挙期日の前日までの間。
- ○人数……町 長 選 挙……1日につき9人以内町議会議員選挙……1日につき7人以内
- ○異なる者の数······・町長選挙····・9人の5倍以内 = 45人町議会議員選挙····・7人の5倍以内 = 35人





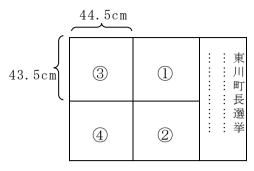


ポスター掲示場の設置について

令和5年2月28日執行予定 東川町長選挙及び東川町議会議員選挙ポスター設置場所

投票区	路線名	設置場所	設置数
第1投票区	道道旭川旭岳温泉線	上川郡東川町西町2丁目2番	1
(9箇所)	IJ	 上川郡東川町北町1丁目1番	1
	IJ	│ │上川郡東川町東町1丁目1番	1
	IJ	上川郡東川町東町3丁目1番	1
	IJ	上川郡東川町1号南1番地	1
	IJ	上川郡東川町東3号南2番地	1
	道道東川東神楽旭川線	上川郡東川町西町1丁目14番	1
	道道瑞穂東川線	上川郡東川町西4号北20番地	1
	町道1丁目道路	上川郡東川町東町1丁目19番	1
第2投票区	道道旭川旭岳温泉線	上川郡東川町西町5丁目1番	1
(5箇所)	II.	上川郡東川町北町8丁目1番	1
	II.	上川郡東川町北町9丁目1番	1
	II.	上川郡東川町北町7丁目1番	1
	町道西8号道路	上川郡東川町西町8丁目4番	1
第3投票区	道道旭川旭岳温泉線	上川郡東川町北町12丁目2番	1
(5箇所)	道道東川旭川線	上川郡東川町西9号北32番地	1
	町道西10号道路	上川郡東川町西10号北24番地	1
	II.	上川郡東川町西10号北35番地	1
	町道西8号道路	上川郡東川町西8号北36番地	1
第4投票区	道道東川旭川線	上川郡東川町西6号北31番地	1
(8箇所)	IJ	上川郡東川町キトウシ南1丁目1番	1
	道道瑞穂東川線	上川郡東川町西2号北31番地	1
	IJ	上川郡東川町東4号北30番地	1
	IJ	上川郡東川町東7号北30番地	1
	町道西5号道路	上川郡東川町西 5 号北36番地	1
	町道北7線道路	上川郡東川町東2号北7線	1
	IJ	上川郡東川町東4号北7線	1
第5投票区	道道旭川旭岳温泉線	上川郡東川町東5号南2番地	1
(5箇所)	IJ	上川郡東川町東8号南1番地	1
	IJ	上川郡東川町東10号北2番地	1
	IJ	上川郡東川町勇駒別	1
	町道天人峡道路	上川郡東川町松山温泉	1
	道道旭川旭岳温泉線	15箇所	
	道道東川東神楽旭川線	1箇所	
計	道道瑞穂東川線	4箇所	32箇所
	道道東川旭川線	3箇所	
	町道	9箇所	

東川町長選挙ポスター掲示場



※ポスターの規格は、長さ 42cm・幅 30cm 以内となります

東川町議会議員選挙ポスター掲示場

	44.5cm	`								
43.5cm	17)	(15)	(13)	(1)	9	7	(5)	3	1	東川町業
	18	16	<u>4</u>	12	10	8	6	4	2	議会議

※ポスターの規格は、長さ 42cm・幅 30cm 以内となります

立候補届出関係書類

○印 必ず提出しなければならない書類☆印 必要に応じて提出する書類

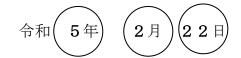
D. 山 聿 粨		町長	選挙	町議会請	義員選挙
届出書類		本人届出	推薦届出	本人届出	推薦届出
立候補届出書類					
候 補 者 届	Ē	0		0	
候 補 者 推 薦 届	Ī		0		0
候補者推薦届出承諾書	###		0		0
選挙人名簿登録証明書	±		0		0
宣誓誓	±	○(2枚)	○(2枚)	○(2枚)	○(2枚)
通称認定申請書	±	\Rightarrow	\Rightarrow	☆	$\stackrel{\wedge}{\sim}$
戸籍謄本又は抄本	Z	0	0	0	0
供 託 証 明 書		\bigcirc	\circ	0	\circ
所 属 党 派 証 明 書	±	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	☆	☆	$\stackrel{\wedge}{\sim}$
立候補届出代理人証明書	±	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	☆	☆	$\stackrel{\wedge}{\sim}$
同時に届出する書類					
選挙事務所設置届	Ī	0	0	0	0
選举事務所設置承諾書	書		\circ		\circ
選挙事務所異動届	Ē	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$	\Rightarrow	\Rightarrow	$\stackrel{\wedge}{\Longrightarrow}$
選挙事務所異動承諾書	<u>+</u>		\Rightarrow		\Rightarrow
推薦届出代表者証明書	<u></u>		$\stackrel{\wedge}{\sim}$		$\stackrel{\wedge}{\leadsto}$
出納責任者選任届	Ī	\bigcirc	\circ	0	\circ
出納責任者選任承諾書	書		\circ		\circ
出納責任者異動届	Ē	\Rightarrow	\Rightarrow	\Rightarrow	$\stackrel{\wedge}{\leadsto}$
出納責任者異動承諾書	書		\Rightarrow		$\stackrel{\wedge}{\leadsto}$
推薦届出代表者証明書	<u>+</u>		\Rightarrow		\Rightarrow
選挙運動事務員等届出書	±	0	0	0	0
選挙立会人となるべき者の 届 出 書 兼 承 諾 書				育者が2月 前3日まで	
選挙運動用ビラ届出書	±	☆	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	☆	*

届出書類	町長	選挙	町議会議	養員選挙
油 山 青 類	本人届出	推薦届出	本人届出	推薦届出
個人演説会開催申出書	☆必要に応	なじ、候補す	当が開催日前	前2日まで
選挙運動費用収支報告書	選挙期日加	いら15日月	以内(3月:	14日迄)
選挙公報掲載申請書	,		者が2月2: 書を提出の	
選挙公報掲載文原稿用紙	選挙公報		用紙2枚と	
選挙公報掲載文修正申請書	(選挙公幸	B掲載文修 I	三申請書を携	1 1
選挙公報掲載申請撤回申請書	さは選挙		原稿用紙を2	2 仪 称 行
立候補の届出のときに選	鮮管が受	領する	書類	
受領書 ・選挙運動用自動車表示板 ・選挙運動用拡声機表示板 ・街頭演説用標旗 ・乗車用腕章・街頭演説用腕章	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	
受領書 ・新聞広告掲載証明書 ・選挙運動用通常葉書使用証明書	\circ	\circ	\circ	\circ
立候補の届出のときに選	<i>賃管から</i>	交付す	る書類	
候補者届出の受領書	0		\circ	
候補者推薦届出の受領書		0		0
通 称 認 定 書	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	$\stackrel{\wedge}{\sim}$	\Rightarrow

立候補届出のときに選挙管理委員会から交付する物品 (通常の七つ道具)

•	_ ,_ , ,				
•	選挙運動用	自動車表示板		1	枚
•	拡声機表示	板		1	枚
•	街頭演説用	標旗		1	枚
•	乗車用腕章			4	枚
•	運動員腕章		1	1	枚
•	白バラ			1	個
•	タスキ			1	枚

受付番号 第 号 受付日時 令和5年2月22日 午前・午後 時 分



東川町長選挙 選挙長 西 川 宗 孝 様

氏名 当選大吉 印

東川町長選挙候補者届出書(本人届出)

下記のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

ふりがな	とう せん だい きち
候 補 者	当選大吉、
本籍	北海道上川郡東川町東町1丁目16番 → 戸籍で確認
住所	北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号 ← _{住民票で確認}
生年月日	明・大・昭・平 ○○年 ○○月 ○○日 (満 ○○歳)
党派	無 所属党派(証明書と一致する) 無 所属党派が無い場合「無所属」となる
職業	○○○○株式会社 代表取締役 (できるだけ詳細に)
一のウェフ゛サイト 等のアト゛レス	http://www.tousen-daikichi.jp ← ない場合、「なし」と 記入すること
選 挙	令和5年2月28日執行 東川町長選挙
添付書類	1. 供託証明書 2. 宣誓書 3. 所属党派証明書 4. 戸籍の謄本又は抄本
/	

備考

- (1) 氏名は戸籍簿に記載されているものを記載してください。
- (2) 年齢は選挙期日現在で記載してください。
- (3) 職業はなるべく詳細に記載し、兼職を禁止されている職にある者は、その職名を記載してください。また、兼業関係にある場合(地方自治法第92条の2又は同法第142条)はその旨を記載してください。

受付番号 第 号 受付日時 令和 5 年 2 月 2 2 日 午前 · 午後 時 分 令和 5 年 2 月 2 2 甲

東川町長選挙 選挙長 西 川 宗 孝 様

推薦届出者

住所北海道上川郡東川町○町○丁目○番○号推薦届出者が3人氏名名別夏男印以上の場合は、申日住所北海道上川郡東川町○○号○○番地上の場合は、申日日日

東川町長選挙候補者届出書(推薦届出)

下記のとおり関係書類を添えて推薦の届出をします。

ふりがな	とう せん だい きち
候 補 者	当選大吉
本籍	北海道上川郡東川町東町1丁目16番 ← 戸籍で確認
住 所	北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号 ← 住民票で確認
生年月日	明・大(昭)平 〇〇年 〇〇月 〇〇日 (満 〇〇歳)
党派	所属党派(証明書と一致する) 無 所 属 → 所属党派が無い場合「無所属」となる
職業	○○○○株式会社 代表取締役 (できるだけ詳細に)
一のウェブサイト 等のアドレス	http://www.tousen-daikichi.jp ← ない場合、「なし」。 記入すること
選 挙	令和5年2月28日執行 東川町長選挙
添付書類	 1. 候補者の承諾書 2. 選挙人名簿登録証明書 3. 供託証明書 4. 宣誓書

備考

- (1) 氏名は戸籍簿に記載されているものを記載してください。
- (2) 年齢は選挙期日現在で記載してください。
- (3) 職業はなるべく詳細に記載し、兼職を禁止されている職にある者は、その職名を記載してください。また、兼業関係にある場合(地方自治法第92条の2又は同法第142条)はその旨を記載してください。

宣誓書

私は、公職選挙法第86条の8(被選挙権のない者等の立候補の禁止)第1項、第87条(重複立候補等の禁止)第1項、第251条の2(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)又は第251条の3(組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)の規定により、令和5年2月28日執行の東川町議会議員選挙の期日において、候補者となることができない者でないことを誓います。



住 所 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号

氏 名 当 選 大 吉 印

候補者推薦届出承諾書

私は、令和5年2月28日執行の東川町長選挙において、候補者となることを承諾します。



推薦届出者 冬 川 夏 男 様

住 所 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号

氏名当 選 大 吉 印

【※推薦届出の場合のみ提出】 推薦届出者全員に対してそれぞれ承諾書が必要となります



東川町長選挙 選挙長 西 川 宗 孝 様

候補者 (戸籍名)

当選大吉印

通称認定申請書

令和5年2月28日執行の東川町長選挙において、公職選挙法施行令第8 9条第5項において準用する第88条第8項の規定により、下記の呼称を通 称として認定されたく申請します。

記

Š	りが	な	とう	せ	ん	だい	きち	•			
候	補	者	当	3	選	大	吉				
Ş	りが	な					だい	きち			
呼		称	と	う	せ	h	大	吉			

備考

この申請書を提出するときは、あわせて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして、ひろく通用していることを証するに足りる資料を提示しなければなりません。

【※推薦届出者が届出する場合】

出納責任者選任届

令和 (5年) (2月) (22)

東川町選挙管理委員会委員長 西川 宗孝様

選任者(候補者(推薦届出者)

 本人届出の場合は、選任
 住 所 北海道上川郡東川町○町○丁目○番○号

 者の候補者を〇で囲み本
 氏 名 冬 川 夏 男 印

 氏 名 冬 川 夏 男 印

下記のとおり出納責任者を選任したので届出をします。

記

選		挙	令和5年	2月28	日執行 東	町長選挙	
候礼	浦者 5	氏名	当	選	大	吉	
出	氏	名	甲	野	太	郎	
納責	住	所	北海道上	川郡東川	町〇町〇丁	目〇番〇号	電話(0166)82-000
任	職	業	農	業			
者	生年	月日	明・大・	昭)平	004	年 0	O月 OO目
選付	壬年月	月日	令和	5年	2)月	22	

備考

推薦届出者が届出をするときは、出納責任者の選任について候補者の承諾を得たこと を証明する書面を添えてください。また、この場合に推薦届出人が数人あるときは、あ わせてその代表者であることを証明する書面を添えてください。

選挙事務所設置届

選挙名	令和5年	2月28	日執行 東月	町長選挙	
選挙事務所 設置場所	北海道上	.川郡東川。	町〇町〇丁	目〇番〇号	
電話番号	(01	66)	82 -	0000	
設置年月日	令和	5年	2)月	22日	
候補者氏名	当	選	大	吉	
推薦届出者 氏 名	冬	川	夏	男	(本人届出の場合は不要)
連絡責任者 名	乙	田	次	郎	

上記のとおり選挙事務所を設置したので届出をします。

令和 5年 2月 22日

東川町選挙管理委員会委員長 西 川 宗 孝 様

設 置 者

- ・推薦届出の場合は推薦届出人 (住 所 北海道上川郡東川町○町○丁目○番○号
- ・本人届出の場合は候補者本人 氏名 冬 川 夏 男 印

備考

- 1. 候補者がこの届出をするときは、推薦届出者氏名欄は、記載する必要がないこと。
- 2. 推薦届出者が届出をするときは、選挙事務所の設置について候補者の承諾を得た ことを証明する書面を添えてください。またこの場合に<u>推薦届出者が数人あるときは、</u> <u>あわせてその代表者であることを証明する書面</u>を添えてください。

選挙事務所設置承諾書

選挙事務所 在 地

北海道上川郡東川町○町○丁目○番○号

令和5年2月28日執行の東川町長選挙における選挙事務所を上記のとおり設置することを承諾します。

令和 5年 2月 22日

推薦届出(代表)者 冬 川 夏 男 様

住 所 **北海道上川郡東川町〇町〇丁目〇番〇号** 候補者

氏名当 選 大 吉 印

【※推薦届出の場合のみ提出】 推薦届出者が2名以上の場合、代表者証明書が必要

令和	(5)	年	(2)	月	(22)) 日
			\ /		\setminus \setminus	

東川町選挙管理委員会委員長 西 川 宗 孝 様

東川町長選挙

候補者 当 選 大 吉 印

選挙運動事務員等の届出

公職選挙法第197条の2第2項の規定により報酬を支給する者を次のとおり届出いた します。

	-			T	1	1		1	
氏			名	住 所	年令	性別	使用する者の別	使用する期間	備考
羽	衣	舞	子	北海道上川郡東川町〇〇号〇〇番地	26	女	車上運動員	令和5年2月22日 ~令和5年2月27日	
旭	岳	雄	大	北海道上川郡東川町〇町〇丁目〇番〇号	42	男	"	令和5年2月22日 ~令和5年2月27日	
敷	島	滝	子	北海道上川郡東川町〇〇号〇〇番地	31	女	事務員	令和5年2月22日 ~令和5年2月27日	
東	끠	町	子	北海道上川郡東川町〇町〇丁目〇番〇号	29	女	"	令和5年2月22日 ~令和5年2月27日	

備考

- 1. 既に届け出た者につき、その者に係る使用期間中、その者の代わりに新たに異なる者を届け出る場合においては、その者の氏名及び交代月日を備考欄に記載する。
- 2. 同じ日に使用する者が町議会議員選挙にあっては7人、町長選挙にあっては9人をそれぞれ超えてはならない。
- 3. 使用期間中異なる事務員及び車上等運動員を使用する場合、町議会議員選挙にあっては35人、町長選挙にあっては、45人を超えてはならない。

推薦届出代表者証明書

住 所 北海道上川郡東川町〇町〇丁目〇番〇号

氏名冬 川 夏 男

上記の者は、令和5年2月28日執行の<u>東川町長選挙候補者</u> **当 選 大 吉** の推薦届出者の代表者であることを証明します。

令和 5年 2 月 22日

住 所 北海道上川郡東川町〇〇号〇〇番地

推薦届出者 春 山 秋 子 印

住 所

推薦届出者 印

住 所

推薦届出者 印

住 所

推薦届出者 印

住 所

推薦届出者 印

出納責任者選任承諾書

出納責	住	所	北海	道上川	郡東川	町〇町〇丁目〇番〇号
任者	氏	名	甲	野	太	èβ

令和5年2月28日執行の東川町長選挙における出納責任者を上記のとおり選任することを承諾します。

推薦届出(代表)者 冬 川 夏 男 様

住 所 **北海道上川郡東川町〇町〇丁目〇番〇号** 候補者

氏 名 当 選 大 吉 印



東川町長選挙 選挙長 西 川 宗 孝 様

候補者党派無所属氏名**当** 選 大 吉 印

選挙立会人となるべき者の届出書

下記のとおり本人の承諾を得て届出をします。

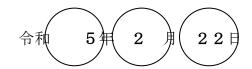
記

立 会	住所	北海道上川郡東川町〇〇号〇〇番地
人と	(連絡先電話)	(82 局 〇〇〇〇 番)
なる	氏 名	姿 見 寒 二
べ き 者	生 年 月 日	明·大·昭·平 OO年 OO月 OO日

私は、令和5年2月28日執行の東川町長選挙における候補者 **当 選 大 吉** の 選挙立会人となることを承諾します。

立会人氏名 姿見寒二 印

個 人 演 説 会 開 催 申 出 書



東川町選挙管理委員会委員長様

住 所 北海道上川郡東川町東町1丁目16番1号

党派 無 所 属

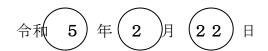
候補者 当 選 大 吉 印

電 話 82 局 0000 番

次のとおり個人演説会を開催したいので、公職選挙法第163条の規定により申し 出ます。

記

- 1 選挙名 令和5年2月28日執行 東川町長選挙
- 2 開催の日時 令和 **5 年 2 月 2 5**日 (前)(後) **6**時**0**0分から (後) **9**時**0**0分から
- 3 使用する施設の名称 西部地区コミュニティセンター
- 4 今回の選挙において既にこの施設を使用した回数 0回
- 5 その他の事項
- 備考 1 「5その他の事項」は、候補者等が共同して個人演説会等を開催する場合 及び候補者等が自ら設備をする場合の程度等を記載すること。
 - 2 衆議院議員選挙において、候補者届出政党又は名簿届出政党等が政党演説 会又は政党等演説会を開催する場合は、「個人演説会」とあるのを「政党演 説会又は政党等演説会」と、「党派」とあるのを「候補者届出政党名又は名 簿届出政党等名」と及び「候補者」とあるのを「代表者」とすること。



東川町選挙管理委員会委員長 様

候補者 当選大吉 印

選挙運動用ビラ届出書

次のとおり公職選挙法第142条第1項の規定により届け出ます。

記

選挙名	東川町長	選挙
種類	名称	規 格 (長さ×幅)
1	00000	cm × cm
2		cm × cm

備考

- 1 ビラの種類ごとに見本を2枚添付すること。
- 2 名称欄には、ビラの主な内容を簡単に記載すること。

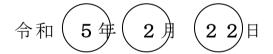
立候補届出代理人証明書

代理人

住 所 北海道上川郡東川町○○号○○番地

氏 名 岐 登 牛 山 助

私は、令和5年2月28日執行の東川町長選挙の立候補届出について上記の者を代理人と定めたことを証します。



推薦届出者氏名 **冬 川 夏 男** 印

【※本人届出の場合は、候補者氏名となり氏名を記入する】

東川町長選挙及び東川町議会議員選挙における立候補届の受付要領

1. 受付の順序

東川町長選挙及び東川町議会議員選挙における立候補届の受付順序は、受付事務の迅速化と公正を期するため選挙長が行うくじにより定めるものとする。

- 2. 選挙長が行うくじの対象者及び方法
 - (1)くじの対象者

選挙期日の告示日の午前8時00分までに立候補届のため受付会場に参集した者を対象とする。

(2)くじをひく順序を決めるくじ

くじの対象となった立候補予定者数と同数のくじ札を封筒に入れ、取り出したくじ札の番号をもって立候補届の受付順序のくじをひく順序とする。

但し、「くじをひく順序を決めるくじ」をひく順序は、立候補届のため受付 会場に到着した順とする。

(3)立候補届の受付順序を決めるくじ

くじ((2)に同じ)を(2)のくじで決めた順序により順次取り出したくじ札の番号をもって立候補届の受付順序とする。

3. くじの対象者とならなかった者の立候補届の受付順序

くじの対象者とならなかった者は、くじによって決定された最後の受付順序の次 の順序とし、2人以上いるときは、受付会場の到着順とする。

4. 立候補届の受付会場

立候補届の受付会場(選挙長の職務を行う場所)は、次のとおりとする。

期 日 令和5年2月22日

受付会場 東川町東町1丁目16番1号 東川町役場大会議室

- 5. 周知方法
 - (1) 東川町公告式条例第2条第2項の掲示場に掲示する。
 - (2)立候補予定者説明会において周知する。

個人演説会における施設の使用願先一覧

施 設 名	送 付 先 住 所	施設管理者電話番	番号
東川町公民館	東町1丁目15番3号	館長 杉山 昌次 82-32	200
東川中学校	北町1丁目5番1号	校長 宮崎 浩司 82-24	28
東川小学校	西4号北8番地	ッ 南部 和紀 82-24 カーション 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1	25
東川第一小学校	西10号北24番地	# 荒谷 卓朗 82-27	751
東川第二小学校	西4号北32番地	ル 秋保 利弘 82-30	19
東川第三小学校	東8号南1番地	ッ 中家 俊幸 82-30	15
東川高等学校	北町2丁目12番1号	〃 水澤 弘幸 82-25	590
東川養護学校	西10号北36番地	ル 松岡 達也 82-45	586
西部地区コミュニティセンター	西町8丁目5番1号 西部コミセン内	会 長 佐竹 司兆 82-42	291
第一地区コミュニティセンター	西10号北24番地第1コミセン内	# 窪田 敏博 82-34	11
第二地区コミュニティセンター	キトウシ南1丁目1番5号 第2コミセン内	# 田代 晴夫 82-45	517
第三地区コミュニティセンター	東8号北1丁目5番2号 第3コミセン内	"石山修82-50	000

\ /· (

